



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年1月28日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 国土交通省 関東地方整備局 関東地方整備局長 深澤 淳志
	指定開発行為の名称	川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区東扇島及び水江町地内
	指定開発行為の目的	道路の新設
	指定開発行為の内容	計画区間：川崎区東扇島～水江町（約3.0km） 標準幅員：約7～20m 車線数：往復4車線
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成26年11月 完了予定：平成31年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成26年1月28日（火）から 平成26年3月13日（木）まで ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦 覧 場 所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成26年3月13日（木） （郵送の場合は、平成26年3月13日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156